

長崎県育英会奨学金延滞金徴収取扱要領

1 目的

この要領は、公益財団法人長崎県育英会奨学金貸与規程（以下「規程」という。）第22条に基づき規程第20条に規定する延滞金の徴収に関し必要な事項を定める。

2 延滞金の徴収

- (1) 延滞金の額は、奨学金の貸与を受けた者が正当と認められる理由なくして奨学金等を返還すべき日までに、これを返還しなかったときは、延滞した期間が6月を超えるごとに6月について5パーセントの割合を乗じて計算した金額を徴収するものとする
- (2) 延滞金の額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。
- (3) 徴収方法は、原則として元金とは別に延滞金を明示した払込取扱票により徴収するものとする。

3 延滞金の免除

規程第20条に規定する「正当と認められる事由」とは、次に掲げる場合をいうものとする。

- (1) 生活困窮の場合（所得が低い【生活保護世帯の収入基準額の1.5倍未満】、又は生計を一にする親族の病気等により多額の出費を必要とし生計に余裕がない場合）
- (2) 死亡、心身障害、行方不明等、本人が返還不可能な状態となり、第一連帯保証人、第二連帯保証人、又はこれに代わる者が本人に代わって一括返還又は月賦返還により完済した場合
- (3) 現住所を正しく届け出ているにもかかわらず、長期入院等で当会からの通知、督促状を受け取ることができなかつたと認められる場合
- (4) 返還が遅延しているが、分割納入を約し、そのとおりの返還を継続している場合
- (5) 滞納額の全部を一括返還した場合
- (6) その他前の各号に類似し、これらとの均衡上延滞金を請求することが相当でないと認定した場合

4 延滞金免除の願出

延滞金の免除を願ひ出る者（本人、第一連帯保証人又は第二連帯保証人）は、延滞金免除願（様式1号）に免除に該当する事由を証明する書類（写し可）を添付し、長崎県育英会理事長に提出するものとする。やむを得ない事情で証明書類が提出困難なときは、事情経過を詳しく記載した事情経過書をもって証明書類に代えることができるものとする。

また、延滞金免除願の提出が著しく困難な場合にあつては、調書をもって

代えることができるものとする。

なお、免除期間は奨学金の返還を完了した者については、残る延滞金の計算が行われた期間とし、返還中の者については、第3項の各号に該当する期間とする。

附則 この要領は平成25年4月1日から施行するものとする。

附則 この要領は、公益財団法人長崎県育英会の設立の登記の日から施行する。

附則（平成25年6月3日一部改正）

この要領は、平成25年4月1日から施行するものとする。

附則（平成28年6月21日一部改正）

この要領は、平成29年4月1日から施行するものとする。

附則（平成29年2月14日一部改正）

この要領は、平成29年4月1日から施行するものとする。

附則（令和4年10月31日一部改正）

この要領は、令和4年10月31日から施行するものとする。

附則（令和5年2月22日一部改正）

この要領は、令和5年2月22日から施行するものとする。